報　道　発　表　資　料
平成 27 年 7 月 13 日
大　　分　　県
大 分 地 方 気 象 台

平成 27 年 7 月 13 日の大分県南部の地震に伴う
大分県土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 27 年 7 月 13 日 02 時 52 分頃に大分県南部で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 27 年 7 月 13 日 02 時 52 分頃に大分県南部で発生した地震により、大分県では、佐伯市で震度 5 強を観測しました。

佐伯市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、佐伯市では当分の間、大分県と大分地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準：　通常基準の 8 割
暫定基準を設ける市町村：　佐伯市

なお、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

本件に関する問い合わせ先
大分県土木建築部砂防課
後　藤（電話　097-506-4636）
大分地方気象台
清　原（電話　097-532-0644）

別　紙

通常基準を暫定的に変更する市町村（佐伯市）

通常基準の８割